

南種子町学生インターンシップ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学、短期大学等の学生（以下「学生」という。）が、在学中に南種子町役場及び本町の事業所等で行う就業体験学習（以下「インターンシップ」という。）について、本町の事業所等及び学生に対し、予算の範囲内において南種子町インターンシップ補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 南種子町内に設置されている事業所又は個人をいう。
- (2) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校に在籍する学生とする。

(補助対象者等)

第3条 補助金交付の対象となる補助対象者、補助対象経費及び補助金額は、別表第1のとおりとする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる期間及び事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付の要件)

第5条 この補助金の交付要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) インターンシップ終了後3年間、これに関する事業の報告及び調査に協力すること。
- (2) 虚偽の申請があった場合は、交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあること。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、南種子町学生インターンシップ補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（様式第2号）により、補助対象事業が完了した日から起算して14日を経過した日又は当該補助対象事業が完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、南種子町学生インターンシップ補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）より、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者に対し、補助金請求書（様式第4号）（様式第5号）により、補助金を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象者	補助対象経費の補助金額
インターンシップで学生を受入れた本町の事業所等	補助交付対象学生1人につき10,000円とする。 ※分担して受け入れた場合, 2,000円/日
町内でインターンシップを実施した学生	<p>1 交通費 居住地とインターンシップを行う事業所とを往復するために必要な交通機関の使用に要した経費の3/4</p> <p>2 宿泊費 インターンシップの実施期間（当該期間の初日の前日を含む。）に、インターンシップを行う事業所等の近傍において滞在するために要した経費（その金額が1泊につき10,000円を超える場合は, 10,000円）</p> <p>3 上記の合計額に千円未満の端数がある場合は千円未満を切り捨てた金額とする。</p>

別表第2（第4条関係）

補助金の交付対象期間	インターンシップが開始される日（その前日を含む。ただし、当該開始日が4月1日である場合を除く。）から当該開始日が属する年度の3月31日まで
補助金の交付対象事業	<p>学生が参加するインターンシップで、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 南種子町内の事業所等で実施するものであること。</p> <p>(2) 実施期間が実働3日以上であること。</p> <p>(3) インターンシップの実働時間は、1日8時間30分以内であること（この場合において、休憩時間は実働時間を含むものとする。）。</p> <p>(4) 学生に任せる仕事が、島の暮らし、経済、文化の継承等にどのように貢献しているのかなど、島・地域への貢献について、魅力を実感させるプログラムであること。</p> <p>(5) 就業体験のほか、滞在期間を通じて島の暮らしへの理解等を深めていただくため、島民との交流ができる機会を提供させるプログラムであること。</p> <p>(6) 事業所の広報活動（会社説明、職場見学等）のみのプログラムでないこと。</p> <p>(7) 採用選考活動とは一切関係ないことを明確にし、就業体験の提供を目的としたものであること。</p> <p>(8) 労働関係法令を遵守して行われるものであること。</p>

南種子町長 様

住所
氏名
電話番号

南種子町学生インターンシップ補助金交付申請書兼実績報告書

標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり交付申請及び実績報告をします。

記

1. 申請者

ふりがな			
氏 名			
学 校 名		学部・学科	
連 絡 先	電 話 番 号		
	メールアドレス		
帰省先住所			

2 補助対象経費等

① 実際にかかった交通費及び宿泊費		円
② 補助金額	交通費（要した経費の4分の3）	円
	宿泊費（上限10,000円/1泊）	円
③ 交付申請・実績報告額		円

(1) 交通費（経路等）

日 付	公共交通機関の名称	出発地（駅名など）	到着地（駅名など）	金額（円）
				円
				円
				円
				円
				円
				円

※欄が不足する場合は、適宜追加してください。

(2) 宿泊費

日付	宿泊施設名	金額(円)	補助金限度額
月 日～ 月 日			
月 日～ 月 日			
月 日～ 月 日			

3 誓約事項

- (1) 本事業で補助対象とする経費について、国、県、市町村その他の公的機関等から同趣旨の補助金の交付を別途受けていないこと。
- (2) 事業終了後3年間、事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。

4 個人情報の提供等に関する同意

- (1) 本町が実施したインターンシップ事業、本町が連携して行っているインターンシップを主催している団体の事業において本町が取得した個人情報について、補助金申請の審査のために使用すること。
- (2) 必要がある場合には、インターンシップ受入事業所等を実施したインターンシップの内容等を確認すること。

上記3について誓約するとともに、4に掲げる行為を南種子町が行うことについて同意します。

年 月 日 申請者(署名)

(※必ず本人が自署してください)

5 添付書類

- ・大学生等であることを証する書類(学生証等の写しを所定の欄に貼付してください。)
- ・交通費及び宿泊費を支払ったことを証明できる書類など(任意用紙に貼付してください。)
(例)切符を購入した際の領収書(原本)、降車時に無効印を押した切符、クレジットカードの明細、Suica等ICカード乗車券の利用履歴、宿泊費を支払った際の領収書(原本)、その他移動に要した費用及び移動経路がわかるもの

交通費の領収書等については、書類ごとに移動経路が分かるよう、経由した駅や乗車した列車名等を記入してください。

生証等の写し貼付欄

--

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

南種子町長 様

住 所
事業所名
代表者名

南種子町学生インターンシップ補助金交付申請書兼実績報告書

標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり交付申請及び実績報告をします。

記

1 申請者

事業所名		
代表者氏名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
実習内容及び実績		
実習学生 実習期間 実習日数	学校名 氏名	年 月 日～ 年 月 日 実働 日
	学校名 氏名	年 月 日～ 年 月 日 実働 日
	学校名 氏名	年 月 日～ 年 月 日 実働 日
補助金算出基礎	学生の受入れ人数 _____ 名 × 10,000 円	
交付申請・実績 報告額	円	

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

殿

南種子町長

南種子町学生インターンシップ補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業については、下記のとおり交付決定及び確定しました。

記

補助事業に要した経費及び補助金

補助事業に要した経費 金 円

補助金の金額 金 円

令和 年 月 日

南種子町長 様

住 所
氏 名
電話番号

南種子町学生インターンシップ補助金請求書

交付申請及び実績報告をした標記補助金について、額の確定があったときは、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円（※補助金の確定額）

補助金振込先（必ず請求者（申請者）本人名義の口座を記入してください。）

金融機関名			
本支店名		預金種別（いずれかに ○）	普通 ・ 当座
(フリガナ)			
口座名義			
口座番号			

※補助金の確定額は、交付申請額と異なる場合があります。

※上記に記載した口座の通帳の写しの提出をお願いします。

